

答 申 第 1 2 1 号

令和 3 年 2 月 18 日

兵庫県教育委員会

教育長 西 上 三 鶴 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

公文書の部分公開決定に係る審査請求に対する決定について

(答申)

令和 2 年 10 月 26 日付け諮問第 4 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のこと  
について、別紙のとおり答申します。

記

特定の期間における教職員の特定の非違行為についての報告書等

## 第 1 審議会の結論

兵庫県教育委員会（以下「実施機関」という。）が部分公開とした決定は妥当である。

## 第 2 諮問経緯及び対象公文書の特定

### 1 公文書の公開請求

- (1) 令和元年 7 月 31 日、審査請求人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開請求（以下「本件公開請求 1」という。）を行った。
- (2) 令和元年 10 月 25 日、審査請求人は、条例第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開請求（以下「本件公開請求 2」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

- (1) 令和元年 9 月 26 日、実施機関は、本件公開請求 1 に対し、公文書部分公開決定処分（以下「本件処分 1」という。）を行った。
- (2) 令和元年 11 月 1 日、実施機関は、本件公開請求 2 に対し、公文書部分公開決定処分（以下「本件処分 2」という。）を行った。

### 3 審査請求

令和元年 12 月 25 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分 1 及び本件処分 2（以下、併せて「本件処分」という。）を不服として、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 審査請求の対象公文書

本件審査請求の対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、別紙 1 に掲げる文書（以下「本件対象公文書 1」という。）及び別紙 2 に掲げる文書（以下「本件対象公文書 2」という。）である。

### 5 諮問

令和 2 年 10 月 26 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求について諮問

した。

### 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、意見書及び口頭意見陳述において述べている本件審査請求の理由等は、次のとおり要約される。

#### 1 審査請求書

##### (1) 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、公開を求める。

ア 加害教職員の氏名、性別及び年齢

イ 加害教職員の勤務する学校名称及びその校長・教頭の氏名並びに当該学校を所管する教育委員会の名称

ウ 事件発生場所

エ 加害教職員の反省文

オ 被害児童生徒の傷害および受診の有無

等々、被害児童・生徒・保護者名以外の全公開（被害児童・生徒・保護者が公開可能であれば全公開）を求める。

##### (2) 本件審査請求の理由（添付資料等は省略）

ア 兵庫県の情報公開制度について

本件審査請求の審査に当たっては、兵庫県の情報公開制度の理念（知る権利の具体的な保証）と目的に照らして判断されなくてはならない。

（条例の前文、第2条及び第6条から第8条までの条文の記載 略）

また、全国的に情報公開制度の目的の説明としての共通項は、情報公開による適切な県政情報の入手を通じて、県政に対する県民の理解を深め、県と県民とが相互信頼と共通意識に立った県政の推進を図り、もって積極的な県民参加を促進すべきである。

県政は県民の立場に立って、公正かつ効率的な運営を図らなければならない。

そのため、情報公開を通じて県政運営の透明性を確保し、県民監視の下に運営がなされることにより、行政内部の意識改革を図り、もって公正かつ効率的な県政運営を推進すべきである。

「県民が見える県政、共感できる県政」の実現を図り、もって「開かれた県政」の実現に資するものとし、民主的な県政の発展に寄与するものとするべきである…。

以上の説明中の「県・県政・行政」という語を「学校」「教育委員会」に置き直してみるならば、学校情報の原則公開という考え方の正当性は、明白と

いえる。

#### イ 公益上の理由による裁量的公開（条例第8条）

実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第6条第4号に規定する情報に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該公文書を公開することができる、と明文化されており、大前提として教員の性暴力・暴力（犯罪）事件に関わる各種情報の公開の徹底が必要である。

## 2 意見書及び口頭意見陳述（添付資料等は省略）

### (1) 意見書

今回部分公開を受けた本件対象公文書の部分公開範囲は、条例、関連する最高裁判所はじめ各種の判決・答申、平成18年12月22日大阪高等裁判所判決（平成18年行コ第26号事件、同第68号事件（確定））、平成23年2月2日大阪高等裁判所判決（平成22年行コ第153号事件（確定））（以上被告兵庫県（教育委員会））、平成29年3月2日神戸地方裁判所判決（平成28年（行ウ）第26号公文書非公開決定取消請求事件（確定）（被告神戸市（教育委員会））、大阪府（大公審答申第227号）、奈良県（答申190号）、京都府（京情審答申86号）、……（以下、これらを「関連裁判例」という。）に照らし、違法な非公開部分を含むものであり（過去の司法判断は裁判では必ず参照されるもの）、本件処分は取り消されるべきである。

今回の本件対象公文書の非公開範囲は、個人識別情報を広く超え、教育委員会名、事故発生場所、事故状況時の各種状況、怪我の程度等々、およそ個人を識別しえない等に及び、また学校名が判ると、教員が、ひいては児童生徒の特定が可能となるとの「ドミノ理論」も司法判断・他自治体答申でも否定されており、常識的に見ても広範すぎる非公開が実施されており、全く不当である。

これらの関連裁判例により、プライバシー型の情報公開条例を有する兵庫県、神戸市その他の多くの自治体の教育委員会では、教員の暴力「体罰報告書」等の学校名・校長名・加害教員名などは原則公開され、非公開が認められているのは、児童生徒の氏名、関係者の住所等、ごく一部に過ぎないとされている。

（略）

実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要であると認めるときには、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

大前提として教員の性暴力・暴力（犯罪）事件に関わる各種情報の公開の徹底が必要である。

教員による性暴力・暴力行為は単に特定の問題教員の個人的なことではなく、学校と教員がおかれている社会的な環境の中で構造的に「再生産」されており、教員の暴力をなくすためには、学校側の努力や教育委員会の指導だけでは限界があり、親・子ども・市民も参加して様々な側面から広角的・多角的に議論することが必要である。

## (2) 口頭意見陳述

自浄能力のない実施機関は非違行為の報告書を被害者に提示もせず、報告書は相違ないとの承認も得ておらず、違法であり、従うべきは実施機関内部の運用指針や御用審査会答申でもなく、関連裁判例「加害教員情報原則公開、非公開が求められるのは被害児童生徒名や住所のみ」の司法判断であることは今更述べることもない常識である。

犯罪者である加害教員情報を全公開しない、この判断は30年以上も前の社会における1つの判断に過ぎず、その後社会（教育・学校）意識の顕著な変化、教員性暴力・暴力問題の深刻化といった、社会状況を見無視して、そのまま今日的判断の重要材料とすることは大きな誤りである。

被害者が我が子・我が孫・親戚・友人・知人であったらと、倫理性・誠実性という極めて重要な視点においても、加害教員情報の全公開答申に希望を託している。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

### 1 本件対象公文書の内容

(1) 本件対象公文書1は、教職員が加害者と疑われるわいせつ事件等が発生したとき、県立学校又は市町立学校及び市町教育委員会の職員が、当該わいせつ事件等の加害教職員、被害者その他の関係者（以下「加害教職員等」という。）から事情を聴取し、当該事件が非違行為として懲戒処分等の対象であると判断した場合に作成され、実施機関に対して報告した文書である。

この文書には、加害教職員の氏名、被害者の氏名、非違行為の内容等が詳細に記載されているほか、加害教職員の反省の弁が記載された顛末書も添付されている。

(2) 本件対象公文書2は、実施機関が教職員の懲戒処分を決定する際の決裁文書に添付している文書であり、番号、事件内容、処分対象者の所属・職名及び氏名、事件の概要並びに処分案が記載されている。

## 2 非公開とした部分

本件処分において、非公開とした部分（以下「本件非公開部分」という。）は、次のとおりである。

### (1) 本件対象公文書1の非公開部分

#### ア 加害教職員の氏名等の情報

学校名、氏名、生年月日、身長、体重、部顧問、校務分掌等

#### イ 被害者の氏名等の情報

学校名、学年・組、氏名、年齢、部活動、身長、体重、職名、校務分掌等

#### ウ 顛末書

エ 非違行為の発生場所、県立学校及び市町立学校の学校名、校長名、教頭名、校長の印影及び文書番号、市町教育委員会の名称（市町名）、教育長名、教育長の印影及び文書番号並びに県の教育事務所の名称、印影、文書番号、担当者名及び連絡先

#### オ 上記以外の情報

### (2) 本件対象公文書2の非公開部分

ア 処分対象者の氏名、所属する学校名及び事件の概要欄に記載された処分対象者の前任校名

イ わいせつ事件等の場合における処分対象者の所属のうち、市町立学校に所属する者の市町名

## 3 本件対象公文書1の非公開情報該当性

### (1) 条例第6条第1号該当性

#### ア 加害教職員の氏名等の情報

非違行為を起こしたことや懲戒処分等を受けたことは、その内容にかかわらず、個人の資質、名誉に関わる情報である。

本件対象公文書1の内容から、加害教職員が何らかの懲戒処分等を受けたであろうことは容易に推察できるところであり、加害教職員の氏名等については、その情報を公開すると、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させるおそれがあり、通常、他人に知られたくない情報であることから、条例第6条第1号に該当する。

#### イ 被害者の氏名等の情報

被害者の氏名等、被害者を識別することができる情報は、通常他人に知られたくない情報であり、条例第6条第1号に該当する。

#### ウ 顛末書

顛末書には、加害教職員の心情や反省等が記載されており、個人の内心を

述べたものであって、個人の人格と密接に関わる情報であり、個人の識別性のある部分を除いて公開しても、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから、条例第6条第1号に該当する。

エ 非違行為の発生場所、学校名、当該学校の校長及び教頭の氏名、市町立学校を所管する市町教育委員会及び県教育事務所の名称等の情報

これらの情報が公開されれば、非違行為の発生した場所、学校、市町名及び県教育事務所名等から、被害者の特定につながるおそれがあり、わいせつ行為等という事件の性格から、被害者個人が特定されないとしても、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第6条第1号に該当する。

オ 上記以外の情報

上記以外の情報についても、事件の詳細やその前後の出来事、加害教職員と被害者の関係性などが公開されれば、その内容から、被害者の特定につながるおそれがあり、わいせつ行為等という事件の性格から、被害者個人が特定されないとしても、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第6条第1号に該当する。

(2) 条例第6条第6号該当性

教職員が加害者と疑われるわいせつ事件等が発生したとき、県立学校又は市町立学校及び市町教育委員会の職員が、加害教職員等に事情聴取を行い、懲戒処分等の対象であると判断された場合に、本件対象公文書1により実施機関へ報告しており、この事務は、懲戒処分等の人事管理に係る事務である。

本件対象公文書1の作成には、加害教職員等からの事情聴取が情報を得る手段として非常に重要なものとなっており、任意に事実や心情等を述べやすいよう、従来から、必要な範囲のほかは、外部へ公表していないところである。

加害教職員等に対する事情聴取により得た情報が公開されることになれば、事情聴取の対象となる者は自己の供述内容等が公開されることを嫌って、事実をありのままに述べることに消極的になるなどし、懲戒処分等の内容を決定する際に必要とされる情報が得られなくなるおそれがある。また、非違行為等の回数や態様が明らかとなることから、今後同種の非違行為等による懲戒処分等の検討が必要となった時に、懲戒処分等の対象となる非違行為等の核心の行為について故意に供述を行わず事実を隠し、処分を逃れるための虚偽の供述を行うなどのおそれがある。

したがって、本件対象公文書1のうち事情聴取した内容に係る情報は、公にすることにより、県立学校又は市町立学校及び市町教育委員会が行う人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第6号に該当する。

(3) 結語

以上のとおり、実施機関の行った本件処分1は適法かつ妥当である。

4 本件対象公文書2の非公開情報該当性

(1) 条例第6条第1号該当性

ア 処分対象者の氏名、所属する学校名及び事件の概要欄に記載された処分対象者の前任校名

処分対象者の氏名は、それ自体で懲戒処分を受けた個人を識別することができる情報であり、懲戒処分を受けたということは、通常他人に知られたくないと認められることから、条例第6条第1号に該当する。

処分対象者の学校名及び前任校名（以下「学校名等」という。）は、その情報だけでは特定の個人を識別できないが、既に公開している職名や事件の概要の情報及びホームページ等で閲覧可能な情報を組み合わせることによって、処分対象者である個人を識別することが可能な情報である。

例えば、職名が校長や教頭の者は、通常、学校に1名であることから、学校名等を公開すると、処分対象者を特定できるし、校長及び教頭以外の職名の者であっても、事件の概要に記載された担当する学年や部活動等の情報、ホームページ等で閲覧可能な情報等によって、特定されてしまう。

よって、学校名等の情報は、条例第6条第1号に該当する。

イ わいせつ事件等の場合における処分対象者の所属名のうち、市町立学校に所属する者の市町名

わいせつ事件等の被害者が自校の児童生徒又は職員の場合は、市町名を非公開としている。

市町名を公にすることにより、個人を識別することはできないが、わいせつ行為等という事件の性格から、被害者にとって当該情報は、その市町の範囲内にわいせつ事件等の被害者が存在するという情報を公にすることだけでも、個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第6条第1号に該当する。

(2) 結語

以上のとおり、実施機関の行った本件処分2は適法かつ妥当である。

5 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人が公開を求める部分

審査請求人は、審査請求の趣旨において、次の部分のほか、被害児童、生徒、保護者名以外の全ての公開（被害児童、生徒、保護者が公開可能であれば全公開）を求めている。



- ア 加害教職員の氏名、性別及び年齢
- イ 加害教職員の勤務する学校名称及びその校長・教頭の氏名並びに当該学校を所管する教育委員会の名称
- ウ 事件発生場所
- エ 加害教職員の反省文
- オ 被害児童生徒の傷害および受診の有無

(2) (1)についての反論

ア 加害教職員の氏名については、上記3(1)ア及び4(1)アのとおり、個人を識別することができる情報であり、通常他人に知られたいと認められることから、条例第6条第1号に該当する。

なお、加害教職員の性別及び年齢については、既に公開している。

イ 加害教職員の勤務する学校名称及びその校長・教頭の氏名、当該学校を所管する教育委員会の名称並びに事件発生場所については、上記3(1)エ並びに4(1)ア及びイのとおり、これらの情報が公開されれば、非違行為が発生した学校、市町名及び場所から、被害者の特定につながるおそれがあり、わいせつ行為等という事件の性格から、被害者個人が特定されないとしても、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第6条第1号に該当する。

なお、学校を所管する教育委員会の名称については、本件対象公文書2のうちわいせつ事件等以外の場合は、公開している。

ウ 加害教職員の反省文とは、顛末書のことと推測されるが、上記3(1)ウのとおり、顛末書は個人の内心を述べたものであって、個人の人格と密接に関わる情報であり、個人の識別性のある部分を除いて公開しても、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから、条例第6条第1号に該当する。

エ 被害児童生徒の傷害及び受診の有無は、本件対象公文書に該当するような記載はない。

(3) 条例第8条による裁量的公開について

審査請求人は、審査請求の理由において、条例第8条による裁量的公開を適用すべきである旨主張しているように思われるが、実施機関が非公開情報に該当すると判断した部分については、これを公開しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないことから、同条による裁量的公開をしなかった実施機関の判断に裁量権の逸脱又は濫用はない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求の理由において、様々な主張をしているが、非公開

部分について非公開理由に該当しないという主張になっておらず、理由のないものである。

## 6 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は適法かつ妥当である。

## 第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件対象公文書について

本件公開請求に対し、実施機関は、本件対象公文書の一部が条例第6条第1号及び第6号に該当するとして本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象公文書のうち、本件非公開部分の公開を求めているが、実施機関は、本件処分を妥当としていることから、本件対象公文書を見分した結果を踏まえ、以下、本件非公開部分の非公開情報該当性について検討する。

### 2 本件対象公文書1の非公開情報該当性について

#### (1) 本件対象公文書1の内容及び非公開部分

本件対象公文書1は、教職員が加害者と疑われるわいせつ事件等が発生したとき、県立学校又は市町立学校及び市町教育委員会の職員が、加害教職員等から事情を聴取し、当該事件が非違行為として懲戒処分等の対象であると判断した場合に作成され、実施機関に対して報告した文書（以下「非違行為の報告書」という。）である。

本件対象公文書1には、加害教職員の氏名、被害者の氏名、非違行為の内容等が詳細に記載され、加害教職員の反省の弁が記載された顛末書も添付されている。

本件対象公文書1の非公開部分は、次に掲げる情報が記載された部分である。なお、本件対象公文書1は、平成26年4月1日から令和元年7月31日までの間に実施機関に提出のあった52件の非違行為の報告書であり、その記載内容によっては、次に掲げる情報の一部の記載がないものもある。

ア 加害教職員の氏名、学校名、生年月日、身長、体重、部顧問、校務分掌等（以下「加害教職員の氏名等」という。）

イ 被害者の氏名、学校名、学年・組、年齢、部活動、身長、体重、職名、校務分掌等（以下「被害者の氏名等」という。）

ウ 顛末書

エ 非違行為の発生場所、県立学校及び市町立学校の学校名、校長名、教頭名、校長の印影及び文書番号、市町教育委員会の名称（市町名）、教育長名、教育長の印影及び文書番号並びに県の教育事務所の名称、印影、文書番号、担当者名及び連絡先（以下「非違行為の発生場所、学校名等」という。）

オ 非違行為の具体的な内容、当該非違行為の前後の出来事、加害教職員と被害者との関係等（アからエまでに掲げるものを除く。以下「非違行為の具体的内容等」という。）

(2) 条例第6条第1号該当性

ア 加害教職員の氏名等

教職員がわいせつ事件等を起こしたという情報は、当該わいせつ事件等を起こした加害教職員個人の資質、名誉に関わる情報であって、その氏名は、通常他人に知られたくない情報であると認められる。

なお、加害教職員は公務員であるが、当該わいせつ事件等の中に勤務時間に行われた行為に関する情報があるとしても、性的な言動と教育・指導とは全く異なる行為であることから、例えば体罰等の事案とは異なり、公務員の職務遂行に係る情報とはいえない。

また、わいせつ事案等の場合は、情報を公開することによる被害者の権利を侵害するおそれにも特段の配慮をすべき必要があるところ、加害教職員の氏名を除く学校名、身長、体重、校務分掌等の情報について、当該情報の一部を公にした場合、同僚、児童生徒その他の関係者においては、当該加害教職員が誰であるかを知る手掛かりとなり、その結果、わいせつ行為等の加害者が特定されるだけでなく、被害者が特定されるおそれがあり、被害者が特定されないとしても、当該被害者にとって他人に知られたくない情報が知られることとなり、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

よって、加害教職員の氏名等の情報は、条例第6条第1号に該当する。

イ 被害者の氏名等

被害者の氏名等の情報は、当該被害者個人を識別することができる情報であって、通常他人に知られたくない情報であると認められる。

また、被害者の氏名を除く学校名、学年・組、部活動等の情報については、当該情報の一部を公にした場合、当該非違行為の被害者が特定されるおそれがあり、被害者が特定されないとしても、当該被害者にとって他人に知られたくない情報が知られることとなり、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

よって、被害者の氏名等の情報は、条例第6条第1号に該当する。

#### ウ 顛末書

加害教職員が作成した顛末書には、加害教職員的心情や反省の弁等が記載されており、顛末書は個人の内心を述べたものであって、個人の人格と密接に関わる情報であり、個人の識別性のある部分を除いて公にしても、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

よって、顛末書の情報は、条例第6条第1号に該当する。

#### エ 非違行為の発生場所、学校名等

非違行為の発生場所、学校名等の情報については、当該情報の一部を公にした場合、当該非違行為の被害者が特定されるおそれがあり、被害者が特定されないとしても、当該被害者にとって他人に知られたくない情報が知られることとなり、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

よって、非違行為の発生場所、学校名等の情報は、条例第6条第1号に該当する。

#### オ 非違行為の具体的内容等

非違行為の具体的内容等の情報についても、上記エと同様の理由により、条例第6条第1号に該当する。

### (3) 条例第6条第6号該当性

#### ア 事情聴取の内容

当審議会が見分したところ、本件対象公文書1に記載された非違行為の内容は、加害教職員等からの事情聴取に基づいて構成されている。また、実施機関は、当該事情聴取の内容を、必要な範囲のほかは公表しないとの前提で得たものであると説明している。

県立学校又は市町立学校及び市町教育委員会による非違行為等の調査においては、加害教職員等からの事情聴取が極めて重要な手法であると認められるところ、今後同種の事案において、加害教職員等が自己の供述内容等が公開されることを嫌って、事情聴取において事実をありのままに述べることに消極的になれば、実施機関において、懲戒処分等の内容を決定するに当たって必要とされる具体的、客観的な事実が十分に得られなくなるおそれがあると考えられる。

よって、県立学校、市町立学校、市町教育委員会及び実施機関において、懲戒処分等の人事管理に関する事務の遂行に支障が生ずる蓋然性が認められることから、条例第6条第6号に該当する。

### 3 本件対象公文書2の非公開情報該当性

#### (1) 本件対象公文書2の内容及び非公開部分

本件対象公文書2は、実施機関が教職員の懲戒処分を決定する際の決裁文書の一部であり、番号、事件内容、処分対象者の所属・職名及び氏名、事件の概要並びに処分案が記載されている。なお、本件対象公文書2は、定例教育委員会に付議した66文書（処分件数は延べ173件）であり、平成26年4月1日から令和元年10月23日までの間に、処分対象者は処分案どおりの懲戒処分を受けている。

本件対象公文書2の非公開部分は、次に掲げる部分である。

ア 処分対象者の氏名、所属する学校名及び事件の概要欄に記載された前任校名（以下「処分対象者の氏名、学校名及び前任校名」という。）

イ わいせつ事件等の場合における処分対象者の所属名のうち、市町立学校に所属する者の市町名（以下「わいせつ事件等の市町名」という。）

## (2) 条例第6条第1号該当性

ア 処分対象者の氏名、学校名及び前任校名

教職員が懲戒処分を受けたという情報は、当該懲戒処分を受けた教職員個人の資質、名誉に関わる情報であって、通常他人に知られたくないと望み、そう望むことが正当であると認められるものである。

また、処分対象者の氏名を除く学校名及び前任校名の情報は、これを公にした場合、同僚、児童生徒その他の関係者においては、既に公表等された他の情報と照合することにより、当該処分を受けた教職員を特定することができると認められる。

よって、処分対象者の氏名、所属する学校名及び前任校名は、条例第6条第1号に該当する。

イ わいせつ事件等の市町名

わいせつ事件等の市町名の情報だけでは、特定の個人を識別することはできないが、これを公にした場合、当該市町にわいせつ事件の被害者が存在すること等、当該被害者にとって他人に知られたくない情報が知られることとなり、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

よって、わいせつ事件等の市町名の情報は、条例第6条第1号に該当する。

## 4 条例第8条の適用について

本条は、公開請求に係る公文書に条例第6条に規定する非公開情報が記録されている場合であっても、非公開情報の規定により保護される利益と当該情報を公開することの公益上の必要性とを比較衡量し、後者が優越すると実施機関が判断する場合には、当該公文書を裁量的に公開することができることを定めたものである。

審査請求人は、審査請求書において、同条による裁量的公開を適用すべきである旨主張しているが、上記2及び3において非公開情報に該当すると判断した部分については、これを公開しないことにより保護される利益を上回る、公益上の特段の必要性があるとは認められないことから、同条による裁量的公開をしなかった実施機関の判断に裁量権の逸脱又は濫用があると認めることはできない。

#### 5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断を左右するものではない。

#### 6 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、本件諮問は、本件審査請求から10か月余りが経過してから行われている。

公開請求から諮問までに時間がかかりすぎると情報公開制度の趣旨が損なわれかねないため、今後は、実施機関において速やかな諮問手続が行われることを望む。

別紙1（本件対象公文書1）

- 文書1 市町組合立学校における非違行為について（平成26年5月28日）
- 文書2 市町組合立学校における非違行為について（平成26年8月21日）
- 文書3 非違行為の発生について（報告）（平成26年10月21日）
- 文書4 非違行為事件の報告について（平成27年1月13日）
- 文書5 非違行為の発生について（報告）（平成27年2月9日）
- 文書6 非違行為の発生について（報告）（平成27年2月18日）
- 文書7 人事に関する調査について（進達）（平成27年3月3日）
- 文書8 教職員の非違行為について（平成27年3月23日）
- 文書9 人事に関する調査について（進達）（平成27年4月22日）
- 文書10 非違行為の発生について（報告）（平成27年6月25日）
- 文書11 非違行為の発生について（報告）（平成27年8月11日）
- 文書12 非違行為の発生について（報告）（平成27年8月19日）
- 文書13 非違行為の発生について（報告）（平成27年8月20日）
- 文書14 非違行為の発生について（報告）（平成27年10月5日）
- 文書15 非違行為の発生について（報告）（平成27年11月9日）
- 文書16 非違行為の発生について（報告）（平成27年11月30日）
- 文書17 非違行為の発生について（報告）（平成28年2月29日）
- 文書18 非違行為の発生について（報告）（平成28年3月2日）
- 文書19 非違行為の発生について（報告）（平成28年3月23日）
- 文書20 非違行為の発生について（報告）（平成28年4月13日）
- 文書21 教職員の非違行為について（報告）（平成28年7月27日）
- 文書22 非違行為の発生について（報告）（平成28年8月9日）
- 文書23 人事に関する調査について（進達）（平成28年8月19日）
- 文書24 非違行為の発生について（報告）（平成28年9月7日）
- 文書25 人事に関する調査について（進達）（平成28年11月1日）
- 文書26 教職員の非違行為について（平成29年1月31日）
- 文書27 非違行為の発生について（報告）（平成29年2月8日）
- 文書28 非違行為の発生について（報告）（平成29年4月14日）
- 文書29 非違行為の経過について（報告）（平成29年5月24日）
- 文書30 人事に関する調査について（進達）（平成29年6月14日）
- 文書31 教職員の非違行為について（進達）（平成29年7月7日）
- 文書32 非違行為の発生について（報告）（平成29年10月16日）
- 文書33 市町組合立学校における非違行為事件について（平成30年4月4日）
- 文書34 人事に関する調査について（進達）（平成30年5月2日）

- 文書 35 市町組合立学校における非違行為事件について（平成 30 年 5 月 11 日）  
文書 36 非違行為の発生について（報告）（平成 30 年 5 月 21 日）  
文書 37 非違行為の発生について（報告）（平成 30 年 7 月 11 日）  
文書 38 教職員の非違行為について（平成 30 年 7 月 26 日）  
文書 39 非違行為の発生について（報告）（平成 30 年 8 月 20 日）  
文書 40 非違行為の発生に係る報告書及び顛末書の提出について（平成 30 年 9 月 11 日）  
文書 41 非違行為事件の報告について（平成 30 年 9 月 28 日）  
文書 42 非違行為の発生について（報告）（平成 30 年 10 月 3 日）  
文書 43 非違行為の報告について（平成 30 年 11 月 1 日）  
文書 44 「職員の非違行為（盗撮）」について（平成 30 年 11 月 27 日）  
文書 45 教職員の非違行為の報告について（提出）（平成 30 年 12 月 18 日）  
文書 46 本校生徒に係るわいせつ事案について（平成 31 年 2 月 6 日）  
文書 47 非違行為の発生について（報告）（平成 31 年 3 月 4 日）  
文書 48 非違行為の発生について（報告）（平成 31 年 3 月 15 日）  
文書 49 非違行為の発生について（報告）（令和元年 6 月 28 日）  
文書 50 非違行為の発生について（報告）（令和元年 6 月 28 日）  
文書 51 非違行為の発生について（報告）（令和元年 6 月 28 日）  
文書 52 非違行為の発生について（報告）（令和元年 7 月 18 日）

## 別紙 2（本件対象公文書 2）

- 文書 53 定例教育委員会に付議した資料（平成 26 年 5 月 27 日付処分にかかるもの）  
文書 54 定例教育委員会に付議した資料（平成 26 年 6 月 24 日付処分にかかるもの）  
文書 55 定例教育委員会に付議した資料（平成 26 年 7 月 22 日付処分にかかるもの）  
文書 56 定例教育委員会に付議した資料（平成 26 年 9 月 24 日付処分にかかるもの）  
文書 57 定例教育委員会に付議した資料（平成 26 年 10 月 21 日付処分にかかるもの）  
文書 58 定例教育委員会に付議した資料（平成 26 年 11 月 11 日付処分にかかるもの）  
文書 59 定例教育委員会に付議した資料（平成 26 年 11 月 26 日付処分にかかるもの）  
文書 60 定例教育委員会に付議した資料（平成 26 年 12 月 25 日付処分にかかるもの）  
文書 61 定例教育委員会に付議した資料（平成 27 年 1 月 30 日付処分にかかるもの）  
文書 62 定例教育委員会に付議した資料（平成 27 年 2 月 24 日付処分にかかるもの）  
文書 63 定例教育委員会に付議した資料（平成 27 年 3 月 10 日付処分にかかるもの）  
文書 64 定例教育委員会に付議した資料（平成 27 年 3 月 24 日付処分にかかるもの）  
文書 65 定例教育委員会に付議した資料（平成 27 年 3 月 30 日付処分にかかるもの）  
文書 66 定例教育委員会に付議した資料（平成 27 年 5 月 12 日付処分にかかるもの）





- 文書 102 定例教育委員会に付議した資料(平成30年7月24日付処分にかかるもの)
- 文書 103 定例教育委員会に付議した資料(平成30年9月11日付処分にかかるもの)
- 文書 104 定例教育委員会に付議した資料(平成30年10月19日付処分にかかるもの)
- 文書 105 定例教育委員会に付議した資料(平成30年11月20日付処分にかかるもの)
- 文書 106 定例教育委員会に付議した資料(平成30年12月25日付処分にかかるもの)
- 文書 107 定例教育委員会に付議した資料(平成31年1月29日付処分にかかるもの)
- 文書 108 定例教育委員会に付議した資料(平成31年2月26日付処分にかかるもの)
- 文書 109 定例教育委員会に付議した資料(平成31年3月12日付処分にかかるもの)
- 文書 110 定例教育委員会に付議した資料(平成31年3月29日付処分にかかるもの)
- 文書 111 定例教育委員会に付議した資料(平成31年4月24日付処分にかかるもの)
- 文書 112 定例教育委員会に付議した資料(令和元年5月28日付処分にかかるもの)
- 文書 113 定例教育委員会に付議した資料(令和元年6月18日付処分にかかるもの)
- 文書 114 定例教育委員会に付議した資料(令和元年7月23日付処分にかかるもの)
- 文書 115 定例教育委員会に付議した資料(令和元年8月2日付処分にかかるもの)
- 文書 116 定例教育委員会に付議した資料(令和元年9月10日付処分にかかるもの)
- 文書 117 定例教育委員会に付議した資料(令和元年9月24日付処分にかかるもの)
- 文書 118 定例教育委員会に付議した資料(令和元年10月23日付処分にかかるもの)

(参考)

### 審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和2年10月26日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関の弁明書を受領
令和2年11月17日	・ 審査請求人から同月16日付け意見書を受領
令和2年12月15日 第1部会(第84回)	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和3年1月26日 第1部会(第85回)	・ 審査請求人から追加意見書を受領 ・ 審査請求人の意見陳述 ・ 審議
令和3年2月10日 第1部会(第86回)	・ 審議
令和3年2月18日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 梅 谷 順 子

委 員 河 端 亨

委 員 前 田 雅 子

委 員 三 上 喜美男